

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 3 月 27 日（金）第3096号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 2
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (介護福祉課取扱い) 3
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 4
- 県営土地改良事業の計画の決定 (農地整備課取扱い) 4
- 道路の区域の変更（4件） (道路維持課取扱い) 5
- 道路の供用の開始（4件） (道路維持課取扱い) 5

公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（2件） (建築課取扱い) 8

公 安 委 員 会 規 則

- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則
の一部を改正する規則（※） (交通企画課取扱い) 9

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業雑踏警備業務1級検定実施公告 (生活安全企画課取扱い) 9

企 業 管 理 規 程

- 鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程（※） (工業用水課取扱い) 11
- 鹿児島県工業用水道部職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程（※） (工業用水課取扱い) 11

告 示

鹿児島県告示第263号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
南さつま市金峰町中津野字堂町1229番4，字野村原1311番7，1312番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第264号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 保安林予定森林の所在場所

日置市伊集院町下神殿字下御領612番3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第265号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

日置市伊集院町下神殿字下御領612番1

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鹿児島県告示第266号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
NPO法人ひっくら福祉会訪問介護事業所	肝属郡東串良町岩弘2643番地1	特定非営利活動法人ひっくら福祉会	肝属郡東串良町川東3624番地	向井 和郎	平成27年2月28日	訪問介護
デイサービスー	曾於市財部町南	有限会社ちはら	曾於市財部町南	茆原 郁馬	平成27年	通所介護

ツ葉	俣11211番地3	コーポレーショ ン	俣11210番地1		3月28日	
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	訪問介護
始良市社協あい ら訪問介護事業 所	始良市宮島町13 番地9	社会福祉法人始 良市社会福祉協 議会	始良市宮島町13 番地9	肥後 利治	平成27年 3月31日	訪問介護
通所介護オネス ト	霧島市隼人町真 孝870番地3	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町 船木2311番地6	松下 兼一	平成27年 3月31日	通所介護
ダスキンヘルス レント薩摩ステ ーション	日置市伊集院町 麦生田72-1	株式会社サンプ ラスワン	鹿児島市中央町 15-2	巽 誠宣	平成27年 3月31日	福祉用具 貸与
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	福祉用具 貸与
ダスキンヘルス レント薩摩ステ ーション	日置市伊集院町 麦生田72-1	株式会社サンプ ラスワン	鹿児島市中央町 15-2	巽 誠宣	平成27年 3月31日	特定福祉 用具販売

鹿児島県告示第267号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅介護支援事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
NPO法人ひっ くら福祉会居宅 介護支援事業所	肝属郡東串良町 岩弘2643番地1	特定非営利活動 法人ひっくら福 祉会	肝属郡東串良町 川東3624番地	向井 和郎	平成27年 2月28日	居宅介護 支援
ふれあいクリニ ック	奄美市名瀬港町 13番地1	社会医療法人鹿 児島愛心会	鹿屋市新川町 6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年 3月31日	居宅介護 支援
介護老人保健施 設ゆくさ白浜	いちき串木野市 羽島265番地15	医療法人親貴会	いちき串木野市 東塩田町35番地	海江田正史	平成27年 3月31日	居宅介護 支援
始良市社協あい ら居宅介護支援 事業所	始良市宮島町13 番地9	社会福祉法人始 良市社会福祉協 議会	始良市宮島町13 番地9	肥後 利治	平成27年 3月31日	居宅介護 支援

鹿児島県告示第268号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月 日	サービ スの種 類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
NPO法人ひっ くら福祉会訪問 介護事業所	肝属郡東串良町 岩弘2643番地1	特定非営利活動 法人ひっくら福 祉会	肝属郡東串良町 川東3624番地	向井 和郎	平成27年 2月28日	介護予防 訪問介護
デイサービスー ツ葉	曾於市財部町南 俣11211番地3	有限会社ちはら コーポレーショ ン	曾於市財部町南 俣11210番地1	荻原 郁馬	平成27年 3月28日	介護予防 通所介護

ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	介護予防訪問介護
始良市社協あいら訪問介護事業所	始良市宮島町13番地9	社会福祉法人始良市社会福祉協議会	始良市宮島町13番地9	肥後 利治	平成27年3月31日	介護予防訪問介護
通所介護オネスト	霧島市隼人町真孝870番地3	医療法人クオラ	薩摩郡さつま町船木2311番地6	松下 兼一	平成27年3月31日	介護予防通所介護
ダスキンヘルスレント薩摩ステーション	日置市伊集院町麦生田72-1	株式会社サンブラスワン	鹿児島市中央町15-2	巽 誠宣	平成27年3月31日	介護予防福祉用具貸与
ふれあいクリニック	奄美市名瀬港町13番地1	社会医療法人鹿児島愛心会	鹿屋市新川町6081番地1	鈴木 隆夫	平成27年3月31日	介護予防福祉用具貸与
ダスキンヘルスレント薩摩ステーション	日置市伊集院町麦生田72-1	株式会社サンブラスワン	鹿児島市中央町15-2	巽 誠宣	平成27年3月31日	特定介護予防福祉用具販売

鹿児島県告示第269号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成27年 3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1293号	平成30年4月12日	配合肥料	イキイキ配合	窒素全量 3.5 りん酸全量 6.0 内く溶性りん酸 3.0 加里全量 4.0 内く溶性加里 3.0 内水溶性加里 2.0 く溶性苦土 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社シゼン	曾於市財部町下財部1611番地2
鹿児島県肥第1294号	平成30年4月12日	配合肥料	ミネラル配合油粕	窒素全量 2.5 りん酸全量 7.0 内く溶性りん酸 6.0 加里全量 8.0 内く溶性加里 7.5 内水溶性加里 5.0 く溶性苦土 2.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社シゼン	曾於市財部町下財部1611番地2

鹿児島県告示第270号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（通作・畑網）（農道整備）牛之原地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に

供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年3月30日から同年4月24日まで
- 3 縦覧場所
中種子町役場農地整備課

鹿児島県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	223号	霧島市牧園町高千穂新床国有林1064林班は小班地先から同市牧園町高千穂字殿之湯3909番1地先まで	前	13.6～73.8	940.7
			前	14.9～29.8	542.8
			後	13.6～73.8	940.7
			後	14.9～29.8	542.8

鹿児島県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	223号	霧島市牧園町高千穂新床国有林1064林班は小班地先から同市牧園町高千穂字殿之湯3909番1地先まで	平成27年3月30日

鹿児島県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-------	-----	-------	--------	-----------------	-----------------

県道	指宿鹿児島インター線	南九州市穎娃町上別府字上	前	16.8～53.2	303.0
		松渡瀬3660番1地先から同市穎娃町上別府字中原3686番1地先まで	後	16.8～60.0	303.0

鹿児島県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	指宿鹿児島インター線	南九州市穎娃町上別府字上松渡瀬3667番地先から同市穎娃町上別府字中原3686番1地先まで	平成27年3月27日

鹿児島県告示第275号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町中津野字前山野1187番3地先から同市金峰町中津野字原ノ畠1317番1地先まで	前	8.3～18.8	140.3
			後	10.1～21.4	140.3
	穎娃川辺線	南九州市穎娃町牧之内字上小川田1048番1地先から同市穎娃町牧之内字貫ノ口7842番1地先まで	前 前 後	9.0～25.0 11.8～40.8 11.8～34.1	562.9 512.7 512.7
枕崎知覧線	枕崎市国見町435番1地先から760番地先まで	前	10.1～19.6	374.7	
		後	11.1～19.6	374.7	

鹿児島県告示第276号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年3月27日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿児島加世田線	南さつま市金峰町中津野字前山野1187番3地先から	平成27年

	同市金峰町中津野字原ノ島1317番 1 地先まで	3 月 27 日
穎娃川辺線	南九州市穎娃町御領字赤崎後2704番 1 地先から同市 穎娃町牧之内字貫ノ口7842番 1 地先まで	

鹿児島県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成27年 3 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番 1 地先内	前	4.9~32.6	349.3
			後	24.6~70.4	269.7
	西之表南種子線	熊毛郡南種子町荃永字東馬渡604番 1 地先から607番 3 地先まで	前	12.2~14.4	46.0
			後	12.2~14.4	46.0
		熊毛郡中種子町増田字中川2653番 7 地先から2653番 2 地先まで	前	8.6~44.0	75.0
			後	9.8~54.0	75.0
	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字生勝字尾ラ 1 番 1 地先から62番 3 地先まで	前	16.0~31.4	134.5
			後	16.0~31.4	134.5
	名瀬竜郷線	大島郡龍郷町久場字尾ラ 810番 1 地先から同町久場字福里715番地先まで	前	5.1~15.2	306.4
			前	8.7~40.4	218.3
			後	8.7~40.4	218.3
		大島郡龍郷町龍郷字ナカバマ35番13地先から同町久場字阿丹崎890番地先まで	前	4.8~9.3	561.2
			前	10.5~51.5	591.5
	後	9.8~51.3	591.5		
	岸良高山線	肝属郡肝付町前田字堂園590番 4 地先から同町前田字西方中724番 3 地先まで	前	6.2~10.8	509.7
			後	9.5~24.3	509.7
	野間島間港線	熊毛郡南種子町島間字古川5763番 1 地先から同町島間字宮田65番地先まで	前	4.3~34.4	285.0
			前	11.0~19.2	264.1
			後	11.0~19.2	264.1
		熊毛郡南種子町島間字今出川5660番19地先から同町島間字古川5763番 1 地先まで	前	12.0~32.9	537.9
後			13.5~37.2	537.9	
国頭知名線	大島郡知名町大字正名字稚牧694番 2 地先から同町大字正名字田皆道668番 1 地先まで	前	9.0~20.0	331.2	
		後	7.5~15.3	331.2	
		後	10.8~29.6	307.0	
	大島郡和泊町大字国頭字平安潤2701番 1 地先から2787番 1 地先まで	前	3.6~6.5	98.6	
後	9.2~14.5	98.4			

鹿児島県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始

する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成27年 3 月 27 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	垂水市二川字桑原2599番1地先内	平成27年 3月27日
	西之表南種子線	熊毛郡中種子町増田字中川2653番7地先から2653番2地先まで	
	名瀬瀬戸内線	大島郡宇検村大字生勝字尾ラ1番1地先から62番3地先まで	
	名瀬竜郷線	大島郡龍郷町龍郷字ナカバマ35番13地先から同町久場字阿丹崎890番地先まで	
	岸良高山線	肝属郡肝付町前田字堂園590番4地先から同町前田字西方中724番3地先まで	
	野間島間港線	熊毛郡南種子町島間字今出川5660番19地先から同町島間字古川5763番1地先まで	
	国頭知名線	大島郡知名町大字正名字稚牧694番2地先から同町大字正名字田皆道668番1地先まで 大島郡和泊町大字国頭字平安潤2701番1地先から2787番1地先まで	

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
枕崎市板敷南町321番の一部、326番、327番、328番、330番2、330番3、332番、333番、336番1、336番2及び327番地先里道の一部
- 2 公共施設の種類、位置及び区域
道路 枕崎市板敷南町326番の一部、328番の一部及び327番地先里道の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
枕崎市新町61番地
株式会社ヒサマル
代表取締役 久保智英

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
(1 工区)
霧島市霧島永水字松ヶ原4755番1、4755番2、4755番4の一部、4755番7の一部、4755番15及び4755番4地先里道の一部並びに字中迫4759番の一部及び4763番3の一部

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
霧島市国分中央三丁目12番41号
霧島木質燃料株式会社
代表取締役 西勇一

公安委員会規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第10号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する規則（平成25年鹿児島県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成13年法律第57号。以下「法」という。）」の次に「及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号。以下「政令」という。）」を加える。

第2条第2項第1号中「若しくは」を「，」に改め、「第24条第2項」の次に「及び第28条並びに政令第7条」を加え、「国土交通大臣」を「鹿児島県知事」に改め、「法第23条第2項」の次に「及び第28条並びに政令第7条」を加える。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会公告

警備業雑踏警備業務 1 級検定実施公告

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業雑踏警備業務 1 級検定を宮崎県公安委員会と共同で、次のとおり実施する。

平成27年 3 月 27 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

- 1 検定の種別及び級の区分
雑踏警備業務 1 級
- 2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員
 - (1) 実施日時
平成27年 6 月 27 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、受付は、当日の午前 8 時 30 分から午前 9 時までとする。
 - (2) 実施場所
鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町10番 1 号）
 - (3) 受検定員
30人（宮崎県公安委員会が受け付ける受検者を含むものとし、受付先着順とする。）
- 3 検定の受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員で県内の営業所に属しているもののうち、次のいずれかに該当するもの
 - (1) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第 8 条第 1 号に該当する者
 - (2) 検定規則第 8 条第 2 号に該当する者として、都道府県公安委員会から雑踏警備業務に係る 1 級検定受検資格認定書の交付を受けたもの
- 4 検定の方法及び内容

- (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 雑踏の整理に関すること。
 - エ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - オ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 雑踏の整理に関すること。
 - イ 雑踏警備業務の管理に関すること。
 - ウ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 5 検定申請の手続
- (1) 受付の期間及び時間帯
 - ア 期間
平成27年5月12日（火）から同月22日（金）まで（県の休日を除く。）
 - イ 時間帯
午前8時30分から午後5時まで
 - (2) 提出書類
 - ア 検定規則別記様式第1号の検定申請書（以下「検定申請書」という。） 1通
 - イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
 - ウ 受検者の住所地を疎明する書面（県内に居住する場合に限る。） 1通
 - エ 県内の営業所に属することを疎明する書面（県外に居住する警備員又は県内に居住する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しないものに限る。） 1通
 - オ 雑踏警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)に該当する場合に限る。） 1通
 - カ 雑踏警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(2)に該当する場合に限る。） 1通
 - (3) 申請先及び申請方法
 - ア 申請先
受検者が県内に居住する場合における受検者の住所地又は受検者が県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課若しくは生活安全刑事課
 - イ 申請方法
受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請及び郵送等による申請は認めない。）
- 6 検定手数料
13,000円（13,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼り付けて提出すること。）
なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。
- 7 その他
- (1) 本検定の学科試験は、実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
 - (2) 受検に際しては、筆記用具及び室内用運動靴を持参すること。
 - (3) 合格者発表は、検定当日、検定の実施場所において行う。
 - (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条に規定する成績証明書を交付する。

- 8 検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
鹿児島県警察本部生活安全部生活安全企画課生活安全許可センター
電話 099-206-0110（内線3032・3033）

企 業 管 理 規 程

鹿児島県企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県工業用水道給水規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道給水規程（昭和47年鹿児島県企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

別記第13号様式中「24円」を「45円」に、「48円」を「90円」に改める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県工業用水道給水規程別記第13号様式の規定の適用については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間においては同様式中「45円」とあるのは「32円」と、「90円」とあるのは「64円」とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間においては同様式中「45円」とあるのは「40円」と、「90円」とあるのは「80円」とする。

鹿児島県企業管理規程第2号

鹿児島県工業用水道部職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県工業用水道部職員に対する被服類貸与規程の一部を改正する規程

鹿児島県工業用水道部職員に対する被服類貸与規程（昭和47年鹿児島県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表中「半そでシャツ」を「夏用作業服（上）」に改める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。